3　新規則第二十三条の十第一項及び第八項並びに第二十三条の十二の三第一項後段及び第十一項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得をする租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした同号に規定する非上場株式等に係る相続税については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第十七条　新規則別表第二㈠から別表第二㈥までに定める書式は、施行日以後に提出する新規則第二条の五第二項に規定する申告書又は申込書について適用し、施行日前に提出した旧規則第二条の五第二項に規定する申告書又は申込書については、なお従前の例による。

2　新規則別表第三㈠から別表第三㈩までに定める書式は、施行日以後に提出する租税特別措置法施行規則第三条の七又は第三条の十六に規定する申告書又は申込書について適用し、施行日前に提出したこれらの規定に規定する申告書又は申込書については、なお従前の例による。

3　新規則別表第七㈢に定める書式（同表の備考2㈢に係る部分を除く。）は、令和六年以後の各年において新法第三十七条の十四第三十一項の金融商品取引業者等に開設されている同項の非課税口座に係る同項の報告書及び新法第三十七条の十四の二第二十七項の金融商品取引業者等に開設されている同項の未成年者口座に係る同項の報告書について適用し、令和五年以前の各年において旧法第三十七条の十四第三十一項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の非課税口座に係る同項の報告書及び旧法第三十七条の十四の二第二十七項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の未成年者口座に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

4　新規則別表第八に定める書式は、施行日以後に提出する租税特別措置法施行規則第十八条の二十二第九項に規定する書類について適用し、施行日前に提出した同項に規定する書類については、なお従前の例による。

5　前各項に規定する書式、新規則別表第七㈠、別表第七㈡及び別表第十一㈠から別表第十二㈥までに定める書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める申告書、申込書、報告書、計算書、書類又は調書に、新規則別表第二㈠から別表第三㈩まで、別表第七㈠から別表第八まで及び別表第十一㈠から別表第十二㈥までに準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

○財務省令第二十二号

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十三条、第三十条、第三十三条第三項並びに第三十三条の二第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

税理士法施行規則の一部を改正する省令

税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第四項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改め、同条第五項及び第六項中「署名押印」を「署名」に改める。

第十六条第一項各号中「署名押印する」を「署名する」に改める。

第四号様式及び第八号様式から第十号様式までの様式中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○財務省令第二十三号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第百三十六条の規定に基づき、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一の様式中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十八条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年財務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項及び第二項中「第二十六条の三十第十六項」を「第二十六条の三十第十八項」に改める。

附則第十三条第一項中「第二十六条の三十第十七項」を「第二十六条の三十第十九項」に改める。

附則第十五条第一項及び第二項中「第二十六条の三十第十六項」を「第二十六条の三十第十八項」に改め、同条第三項中「第二十六条の三十第十七項」を「第二十六条の三十第十九項」に改める。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十九条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第九号」を「第七号」に、「おける新規則」を「おける租税特別措置法施行規則」に、「を新規則」を「を同令」に、「新規則第三条の五第三項第一号」を「同令第三条の五第三項第一号」に、「第十号」を「第八号」に、「同条第五項（新規則」を「同条第六項（同令」に、「新規則第三条の五第五項第一号」を「同令第三条の五第六項第一号」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号中「第八号」を「第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同項第九号中「新令第二条の十八第三項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書又は新令」を「租税特別措置法施行令第二条の十八第三項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書又は同令」に、「準用する新令」を「準用する同令」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十号中「新令第二条の十九に規定する財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書又は新令」を「租税特別措置法施行令第二条の十九第一項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書又は同令」に、「準用する新令第二条の十九」を「準用する同令第二条の十九第一項」に改め、同号を同項第八号とする。